

税理士法施行令（抜粋）

（臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体）

第14条 法第50条第1項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。（昭31政第226号、昭47政第10号、昭55政第257号改正）